

令和6年（2024）

非行防止のために



青森県警察本部・青森県少年サポートセンター



～少年を非行から守ろう～

少年が明るく健やかに成長することは、子を持つ親ばかりでなく県民すべての願いです。

この資料は、令和5年中の県内における少年非行の実態をまとめたもので、次代を担う少年たちの非行防止や健全育成活動のため、ご活用いただければ幸いです。

凡 例

- 犯 罪 少 年…… 罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
- 触 法 少 年…… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
- 刑 法 犯 少 年…… 刑法の罪を犯した犯罪少年及び刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- 特別法犯少年…… 覚醒剤取締法など刑法以外の特別法の罪を犯した犯罪少年及び特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ぐ 犯 少 年…… 保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。
※少年法改正により、R 4 . 4 . 1 からは18歳未満の者をいう。
- 非 行 少 年…… 刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。
- 不良行為少年…… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている20歳未満の者をいう。
- 凶 悪 犯…… 殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。
- 粗 暴 犯…… 暴行、傷害、脅迫、恐喝などをいう。
- 窃 盗 犯…… 万引き、自転車盗、空き巣などをいう。
- 知 能 犯…… 詐欺、横領、偽造などをいう。
- 風 俗 犯…… 賭博及びわいせつをいう。
- 福 祉 犯…… 少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

目

1	非行少年等	
●	非行少年等の状況	1
●	刑法犯少年の年別推移	2
●	少年・成人の対比	3
●	刑法犯少年の罪種別検挙・補導状況	4
●	刑法犯少年の学職別検挙・補導状況	5
●	刑法犯少年の年齢別検挙・補導状況	6
●	刑法犯少年の再犯者数・再犯者率	7
2	初発型非行	
●	刑法犯少年に占める初発型非行	8
●	初発型非行の検挙・補導状況	8
●	万引きの学職別検挙・補導状況	9
3	不良行為少年	
●	行為別補導状況	10
●	学職別補導状況	11
4	福祉犯	
●	取締り状況	12
●	被害少年の学職別	12
●	SNS等介在の福祉犯被害少年	13

次

5	少年相談	
●	相談方法	14
●	相談内容	14
	トピックス	
	子供の性被害防止	15
	フィルタリング	16
	有害環境	17
	ネット規範意識向上動画	18
	児童虐待	19
	いじめ	20
	万引き	21
	家出	22
	薬物乱用	23
	暴力団阻止	24
	少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア	25
	少年非行防止（リトル）JUMPチーム	26
	スクールサポーター	27
	少年非行防止活動	28
	少年サポートセンター	29
	主な関係法令	30

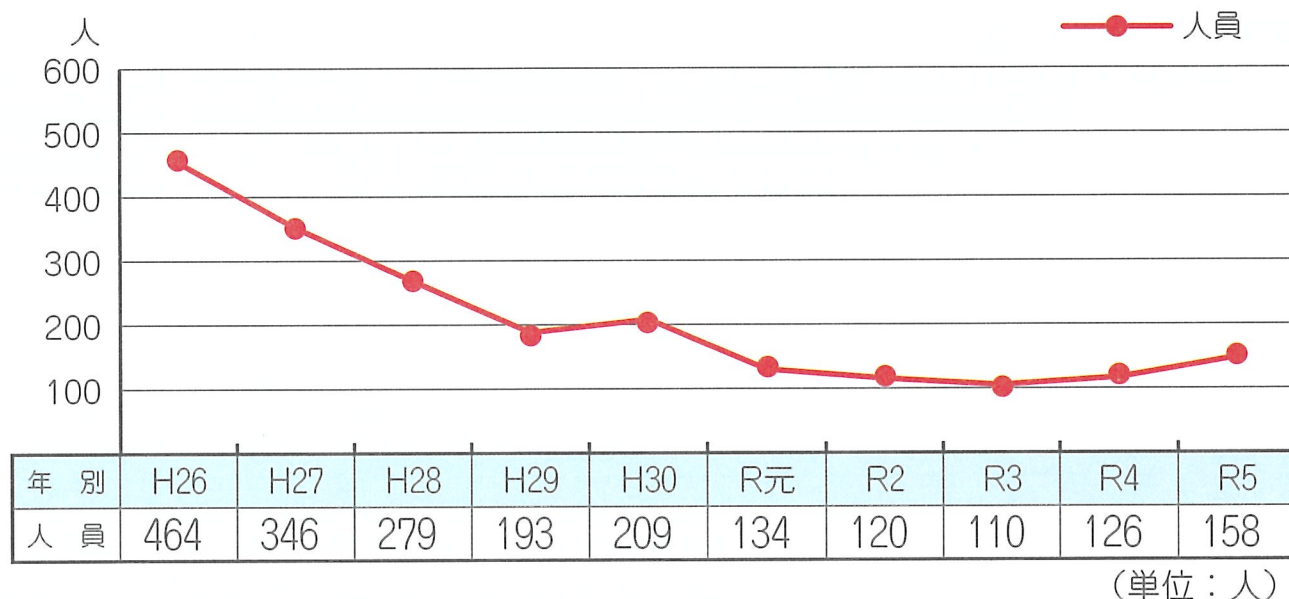
1 非行少年等

●非行少年等の状況

年 別 区 分			令和4年	令和5年	増減数
非 行 少 年	刑 法 犯	犯 罪 少 年	7 4	9 1	1 7
		触 法 少 年	5 2	6 7	1 5
		計	1 2 6	1 5 8	3 2
	特 別 法 犯	犯 罪 少 年	1 5	3 3	1 8
		触 法 少 年	1	4	3
		計	1 6	3 7	2 1
		ぐ 犯 少 年	2	0	△ 2
	合 計		1 4 4	1 9 5	5 1
	不良行為少年		8 4 7	1 , 1 2 0	2 7 3

(単位：人)

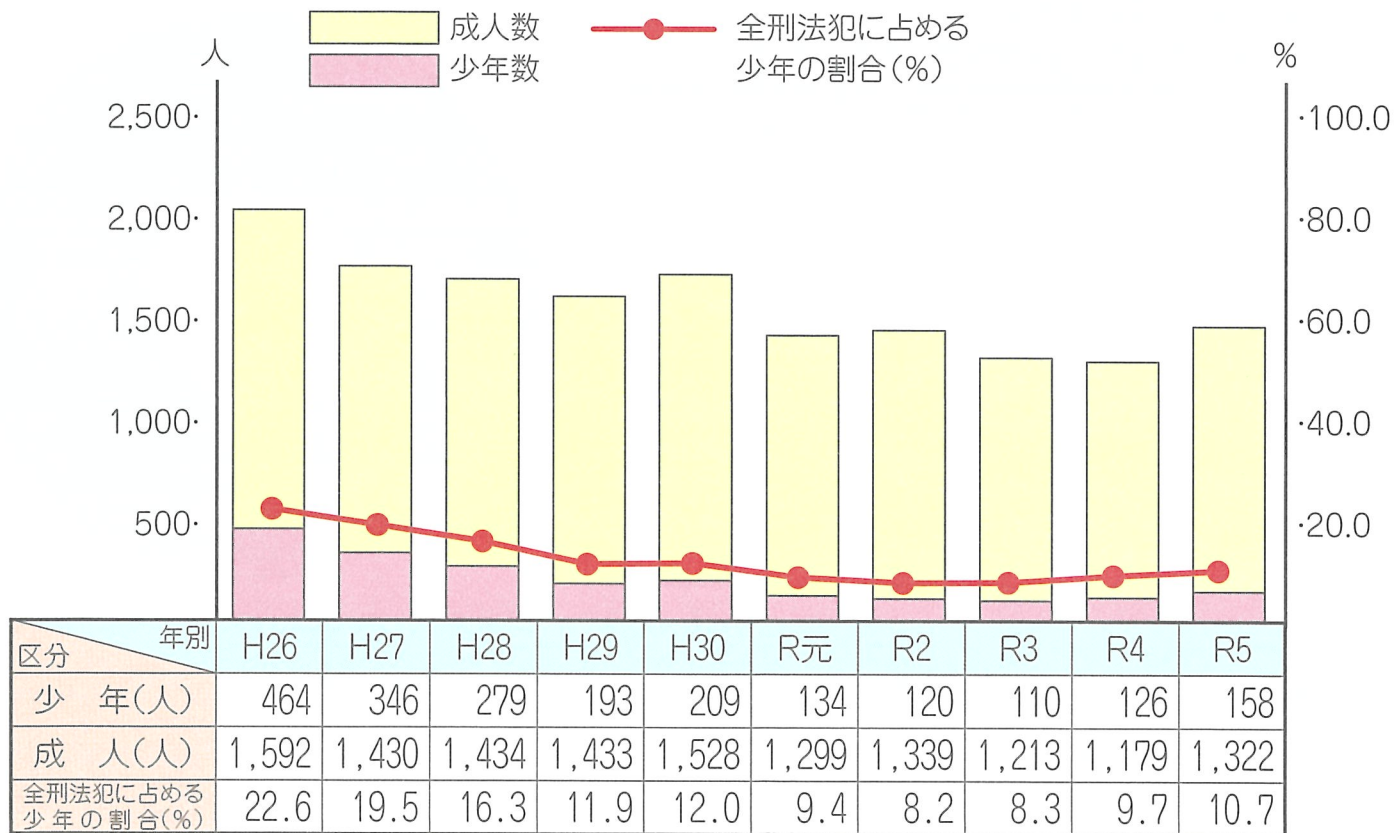
●刑法犯少年の年別推移（平成26～令和5年）



これまでの状況

- 第1のピーク（S26年は2,019人）～【戦後の道徳的混乱と経済的困窮】
窃盗等の財産犯罪が多い、年長少年が多い
- 第2のピーク（S40年は2,913人）～【高度経済成長に伴う都市化の進展、核家族化】
凶悪・粗暴犯が多い、年少少年が多い
- 第3のピーク（S58年は3,536人）～【核家族化、共働きの増加、享乐的な風潮】
非行の低年齢化

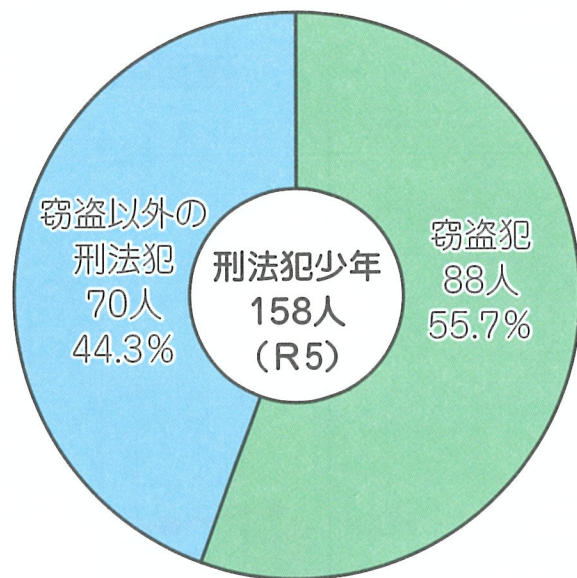
●少年・成人の対比（平成26～令和5年）



●刑法犯少年の罪種別検挙・補導状況

年 別 罪種別	令和4年	令和5年	増減数
凶 悪 犯	2	2	0
粗 暴 犯	34	33	△ 1
窃 盗 犯	66	88	22
知 能 犯	1	3	2
風 俗 犯	6	5	△ 1
そ の 他	17	27	10
計	126	158	32

(単位：人)



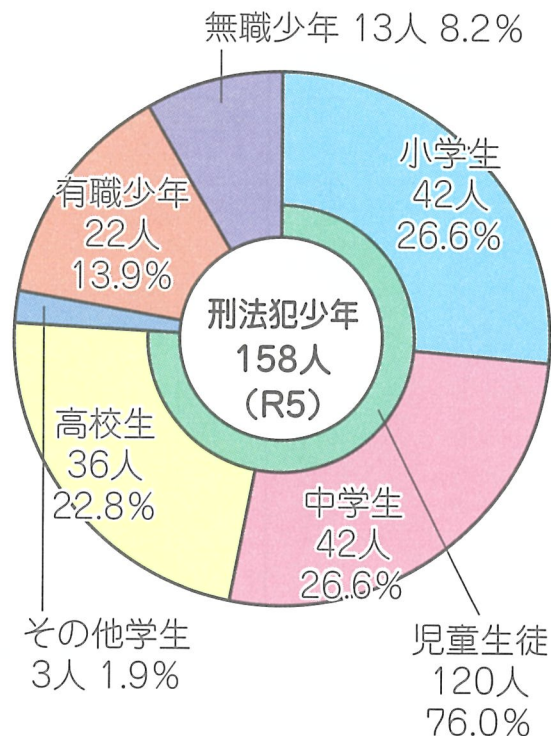
令和5年 刑法犯少年の検挙・補導状況

●刑法犯少年の学職別検挙・補導状況

年 別 学職別	令和4年	令和5年	増減数
未就学	1	0	△ 1
小学生	34	42	8
中学生	26	42	16
高校生	36	36	0
その他学生	3	3	0
有職少年	15	22	7
無職少年	11	13	2
計	126	158	32

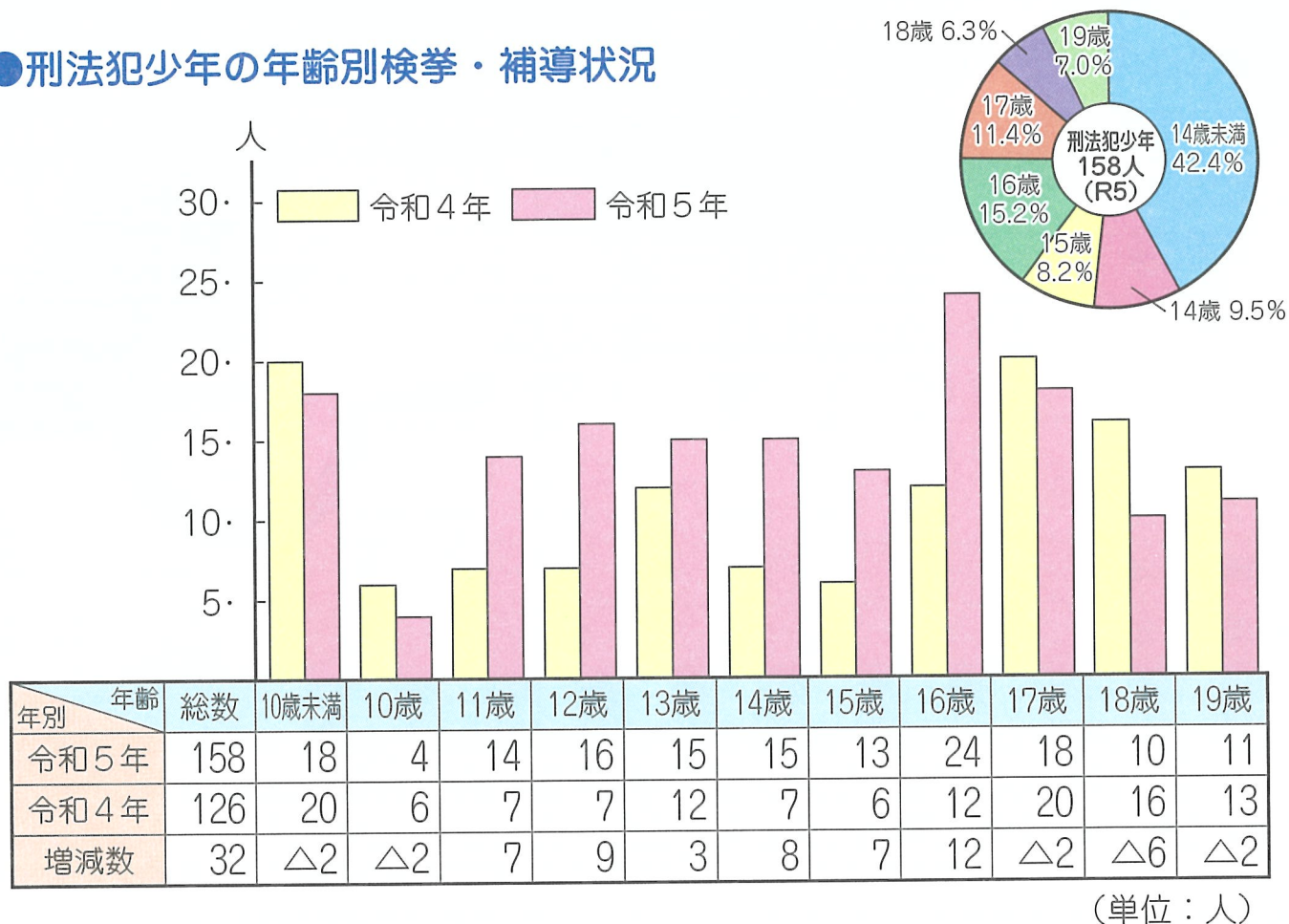
(単位：人)

注：その他学生は、大学生、専修学校生等をいう。

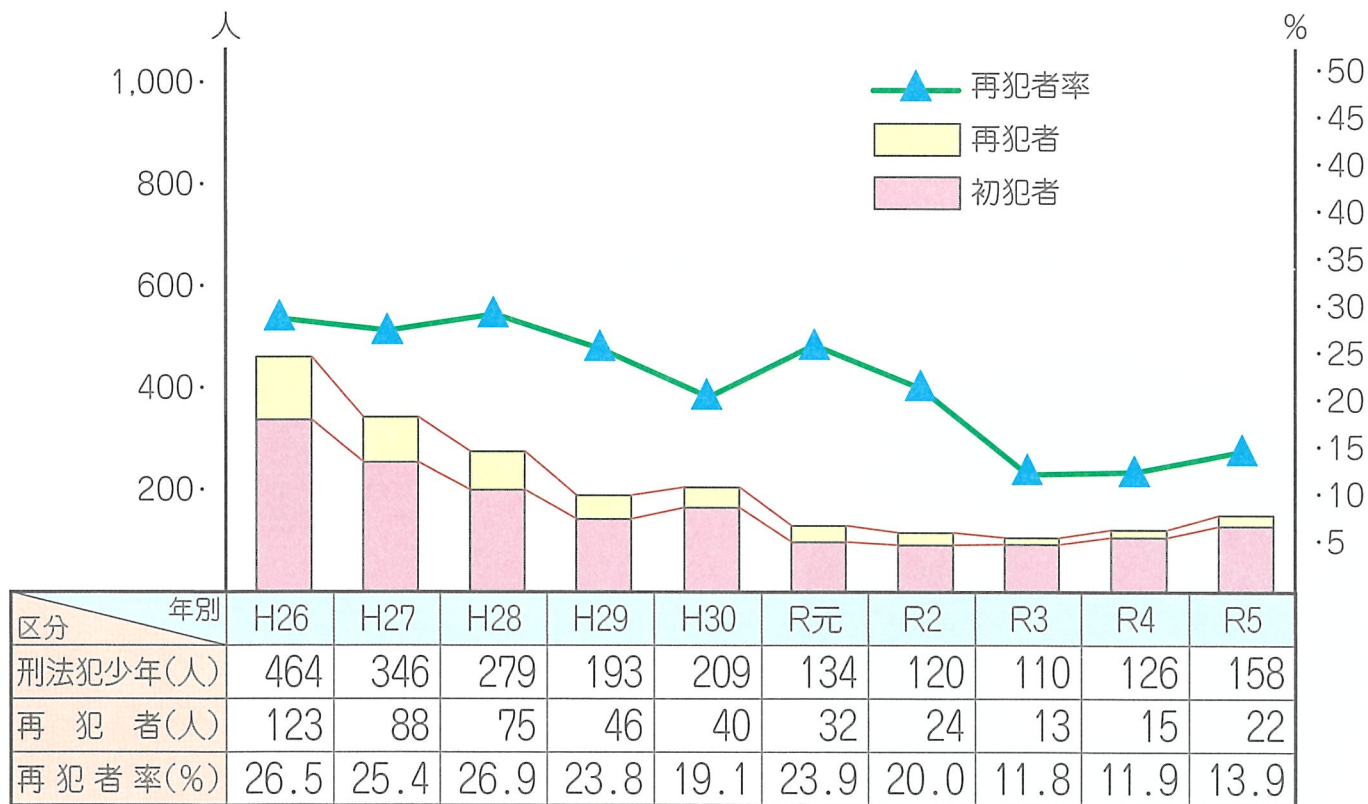


令和5年 刑法犯少年の検挙・補導状況

● 刑法犯少年の年齢別検挙・補導状況



●刑法犯少年の再犯者数・再犯者率（平成26～令和5年）



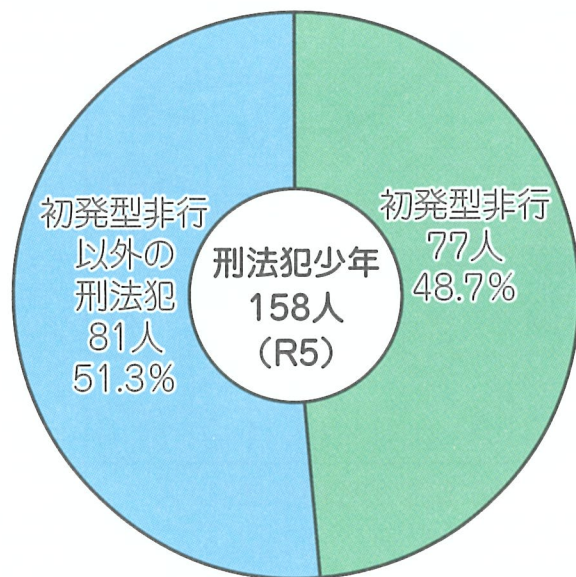
注：犯罪少年の再犯者率は19.8%、触法少年の再犯者率は6.0%（令和5年）

2 初発型非行

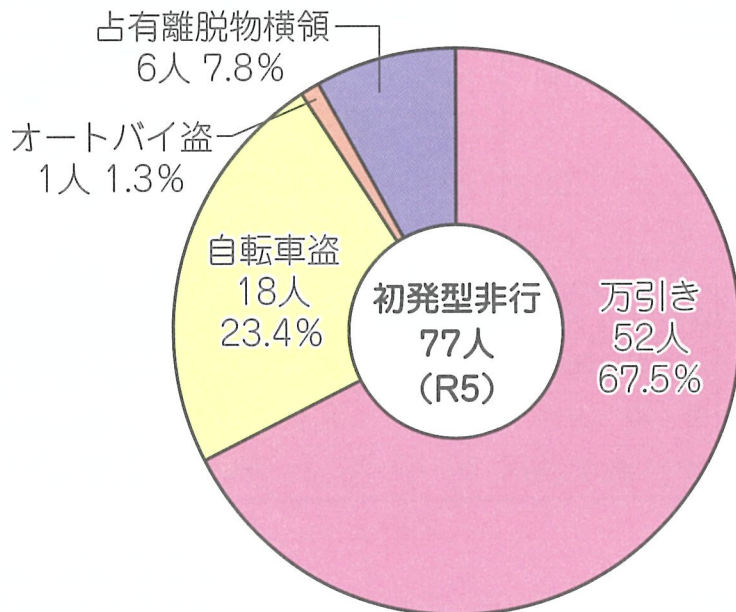
初発型非行とは、単純な動機から比較的安易に行われることが多いと考えられる、万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4罪種をいいます。

本格的な非行の入口ともなるものであり、適切な指導がなされないと、より非行が深刻化する危険性があります。

● 刑法犯少年に占める初発型非行

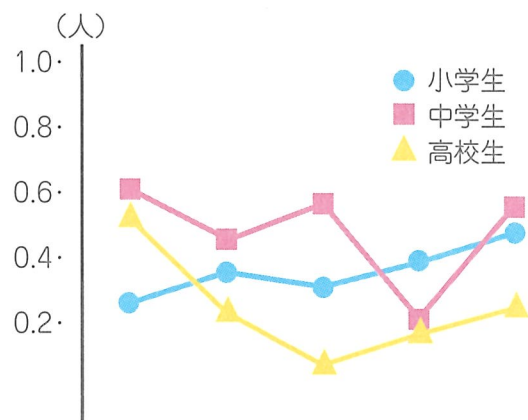
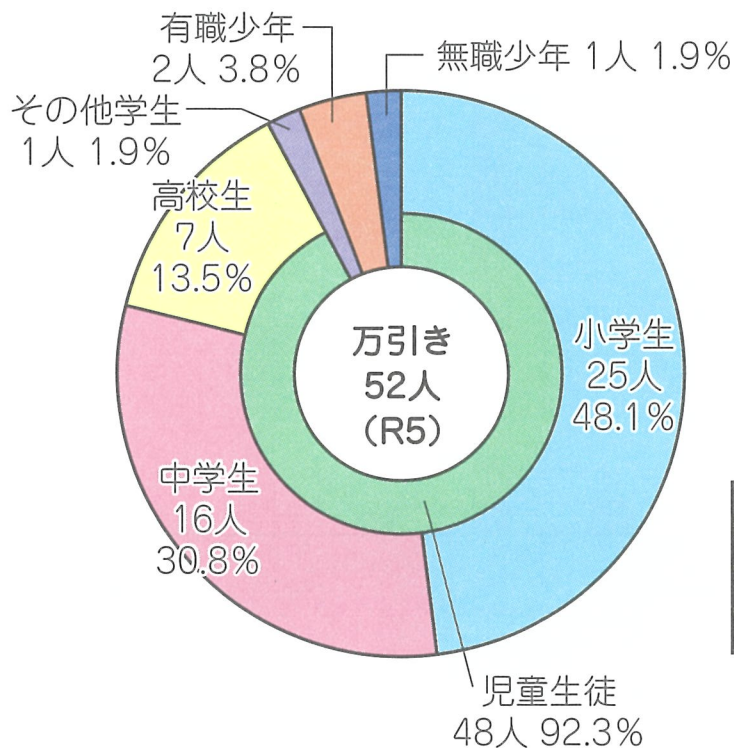


● 初発型非行の検挙・補導状況



●万引きの学職別検挙・補導状況

＜児童生徒1,000人あたりに占める割合＞
(令和元年～令和5年)

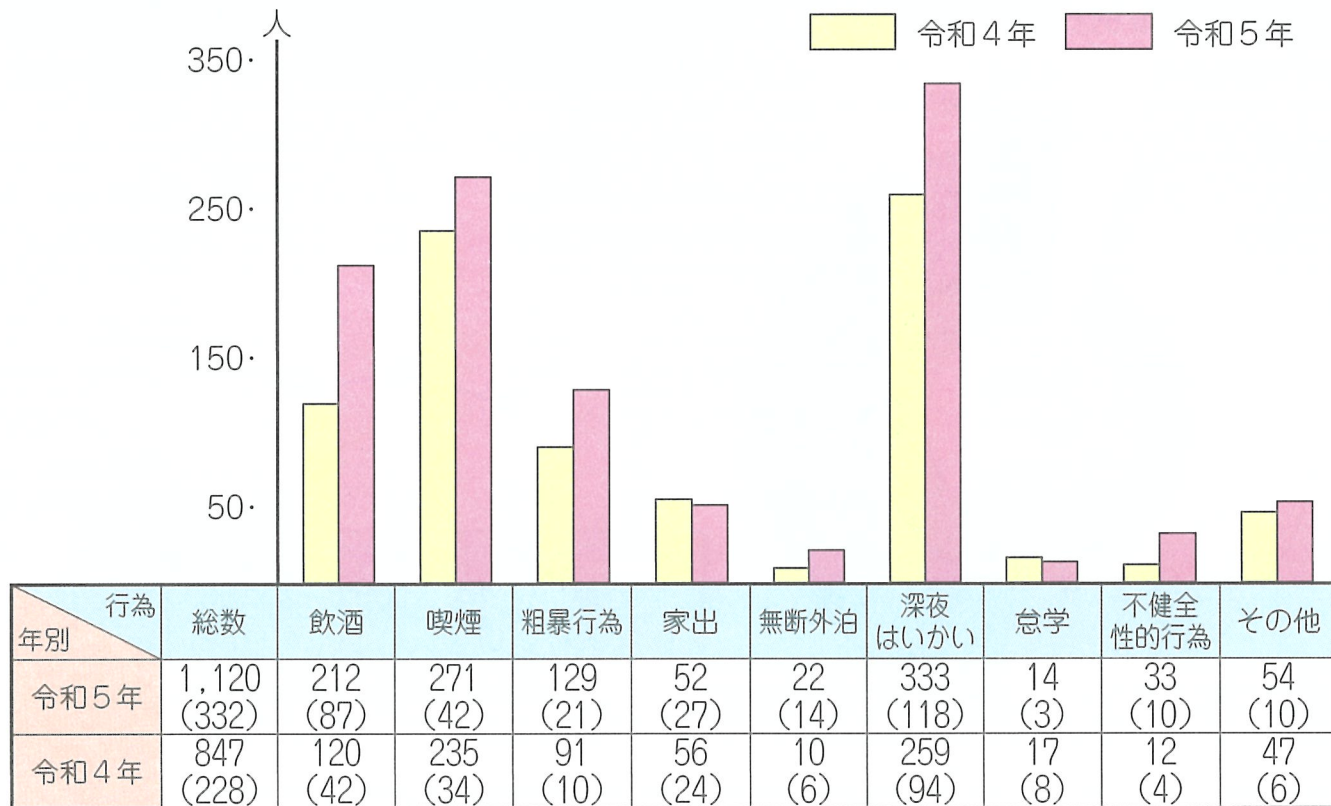


学職別	年別	R元	R2	R3	R4	R5
小学生		0.26	0.36	0.31	0.39	0.48
中学生		0.61	0.46	0.57	0.21	0.56
高校生		0.53	0.24	0.07	0.17	0.25

(単位：人)

3 不良行為少年

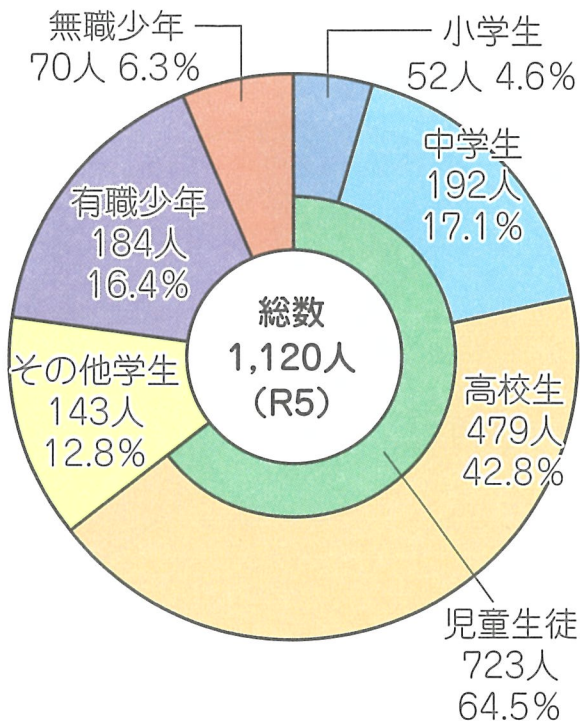
●行為別補導状況



注：（ ）内は女子で内数

(単位：人)

●学職別補導状況



民法改正 ～成年年齢の引下げ～

2022年4月1日から、
成年年齢は18歳になりました。

2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、改正法が2022年4月1日から施行されました。

これにより、

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
- ②親権に服することがなくなる年齢

が、いずれも20歳から18歳に引き下げられました。
喫煙年齢 及び 飲酒年齢
については、これまで同様「20歳」が維持されることから、今後も

20歳未満の

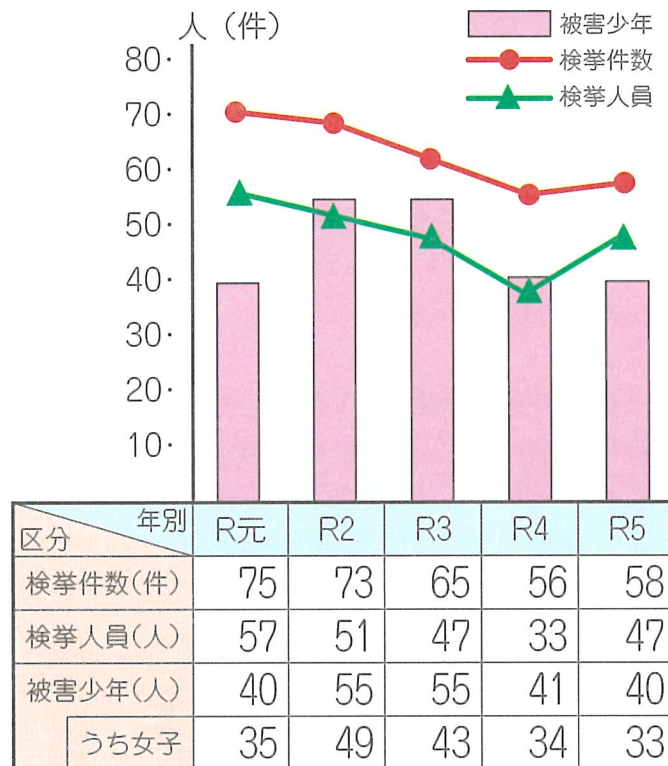
喫煙及び飲酒は禁止

となります。

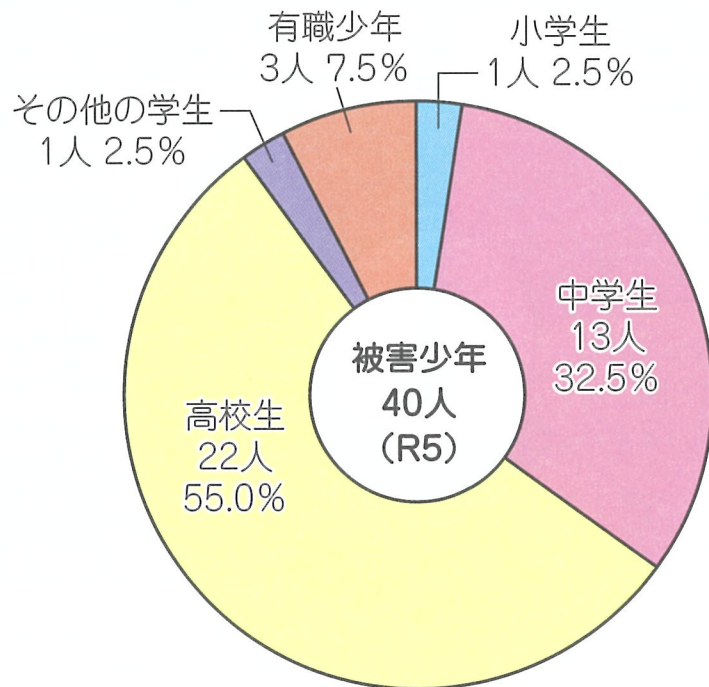


4 福祉犯

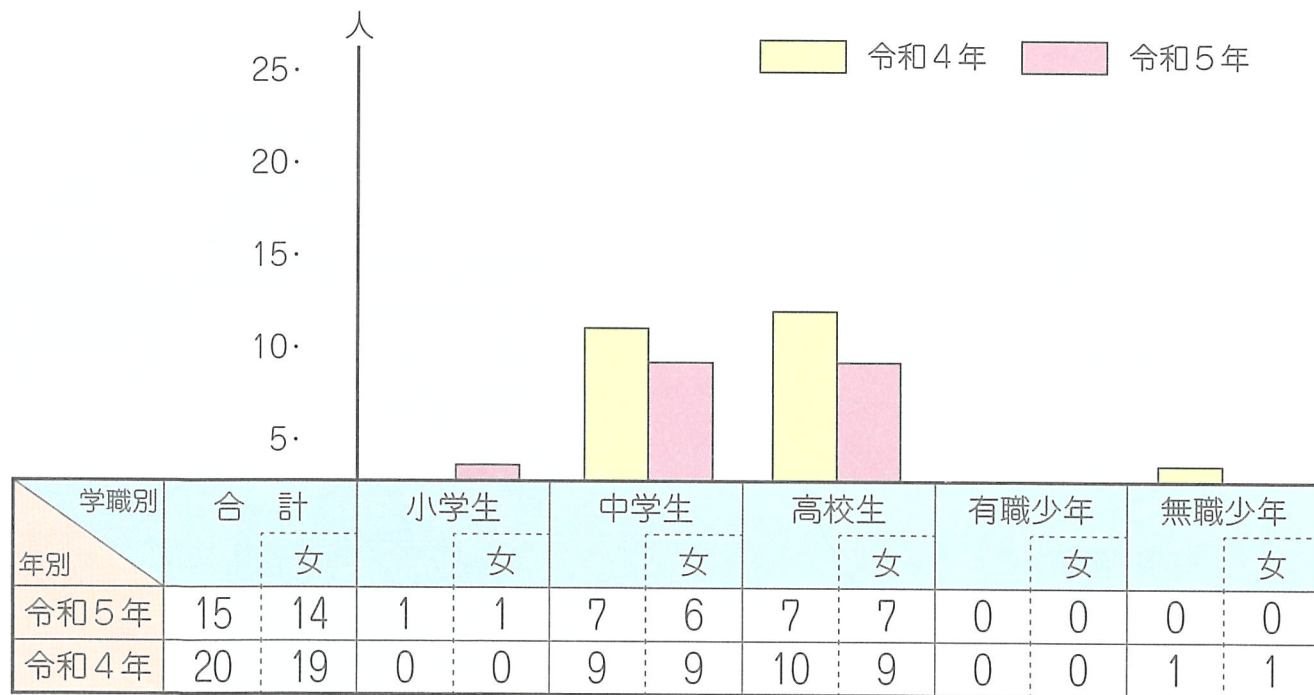
●取締り状況（令和元年～令和5年）



●被害少年の学職別



●SNS等介在の福祉犯被害少年

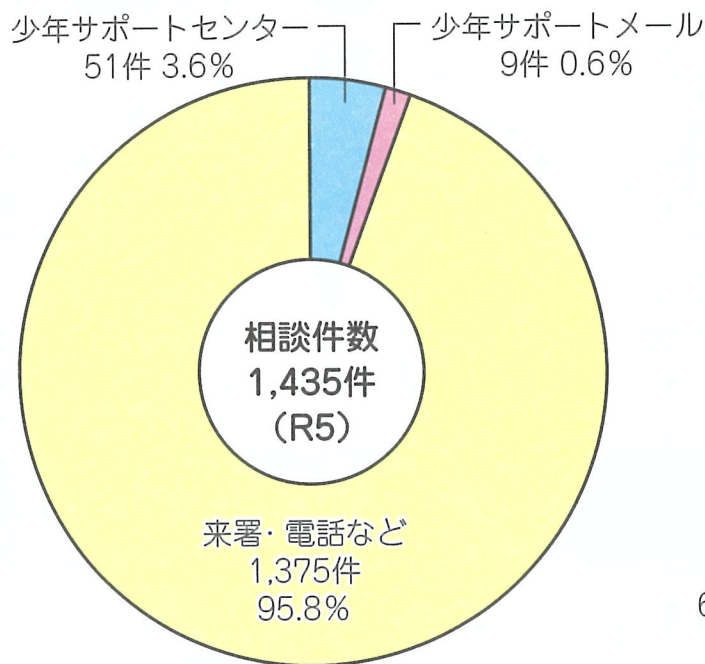


(単位：人)

注：「SNS等」とは、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やアプリ等をいう。

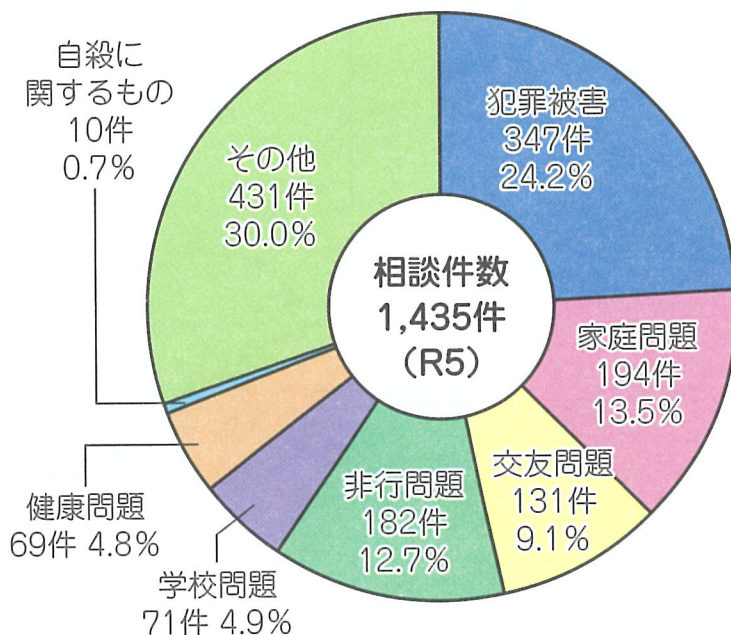
5 少年相談

●相談方法



注：少年サポートセンター ～ 少年相談専用電話
少年サポートメール ～ 少年相談専用メール

●相談内容



子供の性被害防止

近年、スマートフォンの急激な普及に伴い、インターネット上のやりとりの中で、だまされたり脅されたりして子供が自分の裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる「自画撮り被害」が全国的に増えています。

また、SNS等を利用して児童買春などの性犯罪の被害に遭ったり、様々なトラブルに巻き込まれるケースが少なくありません。

被害防止には

フィルタリングが有効です！

詳しくは → P16

絶対に許すな 子供への性犯罪

児童買春や児童ポルノの製造等の
子供への性犯罪は、
子供の人格を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。



18歳未満の子供に対する性犯罪は、
仮に子供からの同意があったとしても、
重く罰則が科されます。
また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん、
所持しているだけでも処罰の対象となります。

少年等保護観察などに係る情報
提供は「匿名通報ダイヤル」(警察
署の良民を受けた犯罪被害
が原因でも通報を受け付けて
います。

匿名通報
ダイヤル

匿名通報フリーコール 100-8 14-04
0120-924-839
ウェブ匿名通報 100-8 14-04
www.tokumei24.jp

児童買春
児童ポルノ
JKビジネス

STOP! 子供の性被害



unicef

警察庁

ECPAT / STOP Japan

フィルタリング

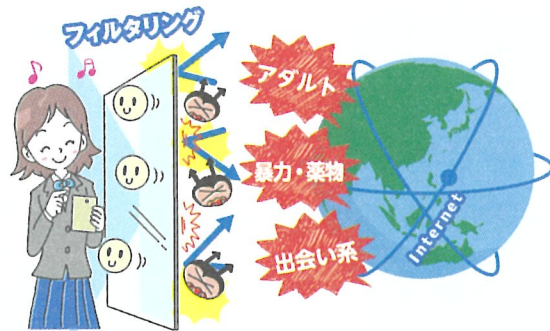
全国的にSNS等を通じて被害に遭う児童が急増しています。

令和4年中、SNSに起因する事犯の被害児童のうち、フィルタリング利用の有無が判明した981人の約9割が、フィルタリングを利用していませんでした。

青森県でも、SNS等をきっかけに、児童が性犯罪等の被害に遭っています。



フィルタリングは24時間子供を守ります！



フィルタリングは、有害サイトへのアクセスを防ぐサービスです。18歳未満のお子さんに携帯電話を持たせる場合には、お子さんを犯罪から守るためにもフィルタリングを利用するようにしましょう。

ゲーム機や音楽プレイヤーにもインターネットに接続できるものがあります。フィルタリングを忘れずに！

有害環境

有害環境とは、非行が行われたり、又は非行を助長・誘発したりするなど、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会の環境です。

街には、性売り物とし、少年に有害な影響を及ぼす営業店が多数存在します。
首都圏では、児童の性に着目した「JKビジネス」が横行し、性的なサービスを期待する大人の存在により、児童が買春等の被害に遭うケースが発生しています。

心身ともに未熟な少年は、判断力も十分でなく、社会環境に大きく左右され、誤った行動をすることが少なくありません。

地域の力で少年を取り巻く有害環境の浄化に努めることが大切です。

取 組 課 題

- スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止
- 児童の性に着目した形態の営業からの影響の排除
- インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持
- 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断



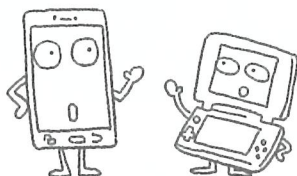
ネット規範意識向上動画

青森県警では、「アピーくん・レピーちゃんと一緒に学ぼう！ネットトラブルの防ぎ方」と題したネット規範意識向上動画を配信しています。

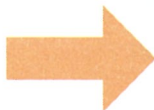
動画は、「小学生編」「中学生・高校生編」「保護者編」に分かれており、ネット上におけるルールや陥りがちなトラブルの事例を紹介しています。

歌やアニメーションで、ネットトラブルから自分を守る方法をわかりやすく学ぶことができます。

ぜひ、ご覧ください。

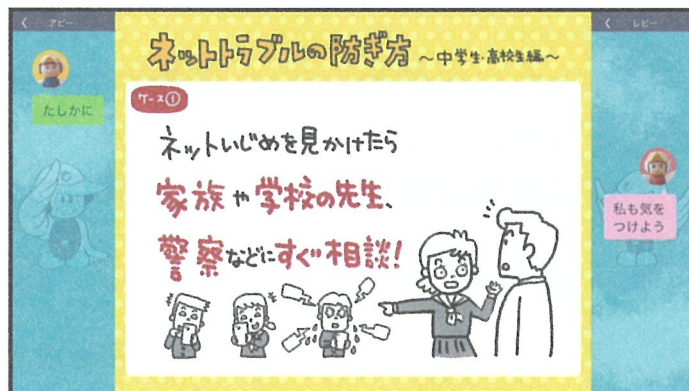
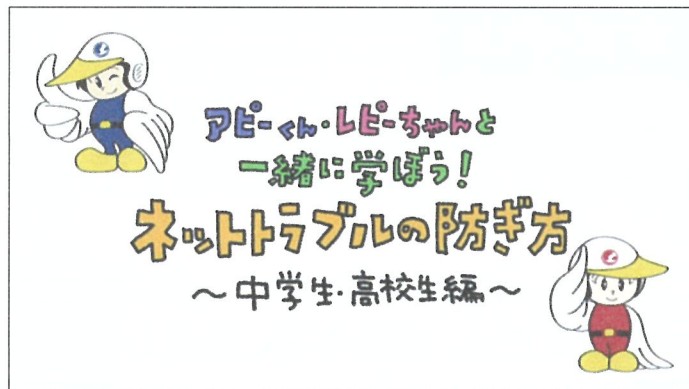


動画はこちら



青森県警 ネットトラブル

検索



児童虐待

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

警察では、関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に努めています。

児童虐待に係る通告等の状況

(令和元年～令和5年)

区分 \ 年別	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
通告人員(人)	582	660	703	791	893
事件検挙数(件)	24	23	18	11	12

注：通告人員とは、警察から児童相談所に通告した数



児童虐待が疑われた場合は、市町村、福祉事務所、児童相談所、
児童相談所虐待ダイヤル「189」に！
緊急の場合は、最寄りの警察署又は110番に！

いじめ

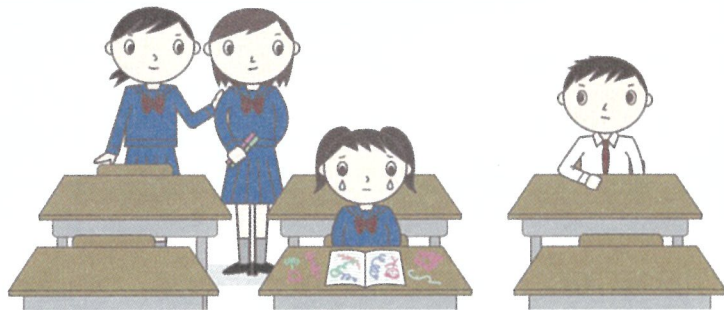
「いじめ」は、少年の心に深い傷を与えるとともに、傷害や殺人などの事件のきっかけになったり、不登校、さらには自殺にまで追い込んでしまうなど深刻な社会問題になっています。

最近では、メール、掲示板、SNSなどに悪口を書き込んだり、誹謗・中傷する「ネットいじめ」も増えており、いじめは学校内だけで行われるものではなくなっています。

一人一人が「いじめは絶対に許さない」と自覚し、社会全体でいじめがなくなるよう行動することが大切です。

いじめのシグナル(SOS)

- 表情が暗く、オドオドしている。
- 口数が少なくなり、学校や友達のことを話したがない。
- 持ち物がなくなったり、壊されたりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出す。
- 遅刻、早退するなど、学校に行きたがらない。
- 理由のはっきりしない打撲や傷がある。
- 食欲がなくなる。



万引き

万引きは常習化しやすく、だんだんと罪の意識が薄れ、更に大きな犯罪に手を染める危険性があります。



「万引きしま宣言」で、目指せ、万引きゼロのまち
＜万引きは しない させない 見逃さない＞

家庭では

- 子供の服装、所持品に気を配り、買い与えた覚えがない持ち物等については、声掛けをして確認しましょう。
- 万引きは犯罪であり、してはいけないということを教えることが大切です。

店舗では

- 売場の構造、設備、商品の陳列方法の改善など、“万引きができない、させない環境づくり”に努めましょう。
- 不審な少年には、挨拶など一声掛け、万引きを思いとどませましょう。
- 万引きした商品を安易に買い取らせ解決することは、罪の意識を弱め、非行を助長させるおそれがあります。

家 出

家出は非行のきっかけになったり、
犯罪の被害に遭う危険性もあります。

家出の原因は、遊び癖、保護者からの
叱責、学業不振などのほか保護者等から
の虐待行為の場合もあります。



家 庭 で は

- 明るく温かい家庭づくりに努めましょう。
- 子供の成長段階に合わせた親子の対話をもち、子供の関心ごとや悩みを聴きましょう。
- 家庭行事を設けるなど、子供と触れ合う機会を多く持ちましょう。

子供が家出したら

- 家出に気付いたら一刻も早く警察へ届けましょう。

家出と思われる少年を見かけたら

- 警察署又は最寄りの交番、駐在所へ連絡してください。

薬物乱用

快楽を得るためなど、不正な目的で薬物を使用することを「薬物乱用」といい、一度だけの使用でも「乱用」となります。

薬物乱用は、乱用者本人のみならず、周囲の人、社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪です。

少年に薬物乱用の有害性・危険性を正しく認識させ、少年自身が薬物に手を出さないよう意識するためには、家庭、学校及び地域が一体となり、違法な薬物が入り込まない環境づくりや薬物乱用排除の声を広げることが大切です。

大麻事犯の増加

近年、全国的に大麻による検挙者が増加しており、特に若年層への広がりが懸念されています。

大麻を乱用すると、知覚が変化し、集中力がなくなり、情緒が不安定になるだけでなく、乱用を続けると何もやる気がしない状態（無動機症候群）や知的機能の低下、大麻精神病等が引き起こされ、社会生活に適応できなくなることもあります。

大麻の有害性は、特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことも判明しています。

少年の検挙・補導状況（人）（平成26年～令和5年）※県内

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
シンナー （毒物及び劇物取締法）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤 （覚醒剤取締法）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大 麻 （大麻取締法）	3	0	0	1	1	0	2	1	1	12

暴力団阻止

～お子さんに暴力団の手が
伸びていませんか？～

暴力団は、少年の健全育成を著しく阻害しているばかりでなく、少年を人的供給源のターゲットにしています。

大事な我が子を暴力団組員にさせないためには、早期・適切な対応が必要です。

暴力追放



子供について、
次のようなことでお悩みの方は
ためらわずご相談ください。

- 暴力団組員になるように誘われ、あるいは付きまとわれている。
- 暴力団の組事務所に出入りして困っている。
- 暴力団組員のアパートなどに遊びや泊まりに行って帰ってこない。
- 暴力団がやっている露店の手伝いをしている。
- 暴力団に加入しているので抜けさせたい。

暴力団に関する相談は
(公財) 青森県暴力追放県民センター
017-723-8930
(なにさ ヤクザゼロ)

少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア

少年警察ボランティアは、少年の非行を防止し、健全な育成を目指して、街頭補導、少年の社会参加や立ち直り支援、JUMP活動支援、広報啓発など様々な活動を展開しています。

また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは、学習支援活動や少年の居場所づくり活動などに取り組んでいます。



	少年警察ボランティア		少年警察学生ボランティア
名 称	少年補導協力員	少年指導委員	少年サポートボランティア「 ピコット picot」
任 務	地域ぐるみの各種 非行防止活動の推進	風俗環境が及ぼす 影響から少年を守る ための活動を推進	少年により近い目線での立ち直り 支援や居場所づくり活動を推進
委嘱者	警察本部長	県公安委員会	警察本部長
任 期	1 年	2 年	1 年
人 員	県下17警察署 合計 509人	青森、八戸、弘前 五所川原、黒石、十和田、 三沢及びむつ警察署管内 合計 64人	青森、八戸、弘前警察署管内 合計 24人（大学生）

注：人員は令和6年1月末現在

少年非行防止(リトル)JUMPチーム

少年非行防止 JUMPチームとは、同年代の少年たちの規範意識（学校や家庭、社会での決まりや法律などのルールを守ろうという気持ち）を高め、「非行防止の輪」をひろげることを目的に結成されたボランティアチームです。

JUMPチームは、県内の
小学校（リトルJUMPチーム）
中学校・高等学校（JUMPチーム）
で結成されており、

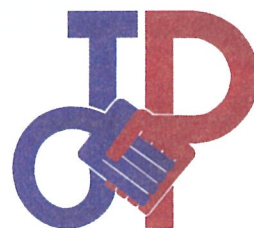
- ☆ 万引き防止啓発活動
- ☆ 自転車盗難被害防止活動
- ☆ 安全なネット利用啓発活動
- ☆ いじめ撲滅運動
- ☆ 挨拶運動

などを、学校内外において、それぞれ創意工夫を凝らしながら行っています。

令和5年度の(リトル)JUMPチーム員数

小学校	249校	3,073人
中学校	150校	1,872人
高等学校	62校	1,013人
計	461校	5,958人

ひろげよう 非行防止の輪



JUMPチーム
シンボルマーク

「JUMP」は、「少年非行防止」を表す英語の頭文字

Juvenile (ジュベナイル～少年)

Misconduct (ミスコンダクト～非行)

Prevention (プリベンション～防止)

と、次代を担う少年達の飛躍（ジャンプ）をイメージしています。



～JUMPチームの活動にご理解とご協力を～

スクールサポーター

スクールサポーターは、八戸警察署に1人配置されており、学校、地域とのパイプ役的存在として、学校や地域での非行防止、犯罪被害防止を図っています。



学校等における 児童生徒の安全確保対策

- 不審者の侵入防止に配慮した学校施設や対応要領の点検・助言
- 学校周辺のパトロール
- 地域安全マップの作成支援

地域安全情報の把握と提供

- 児童生徒を対象とした犯罪、不審者等に関する情報の把握
- 把握した情報の学校、地域住民等への積極的な提供

スクールサポーター

～学校・地域とのパイプ役～

- 学校への不審者侵入時の防犯訓練の助言・支援
- 防犯教室や非行防止・薬物乱用防止教室の助言・支援

犯罪被害防止・ 非行防止教育の支援等

- 学校への訪問活動による非行事案、いじめ、校内暴力事案等への助言
- 街頭補導活動
- 有害環境等の浄化

非行防止・立ち直り支援等

少年非行防止活動

警察では、県民のご協力を得ながら、次のような少年非行防止活動に取り組んでいます。

- 非行少年等を早期に発見し、非行を芽のうちに摘み取る補導活動
- 万引きなどの非行を誘発しにくい環境づくり
- 非行を防止するための有害環境浄化活動
- 少年を暴力団等から守るなどの保護活動
- 家庭、学校、職場、地域住民の協力による地域ぐるみの非行防止活動
- いじめや家出を防止するための少年相談活動
- 少年の福祉を害する深夜労働、児童買春等の福祉犯罪の取締り

「非行少年を生まない社会づくり」への取組

- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動
- 少年を見守る社会機運を醸成するための情報発信
- 少年の規範意識醸成を図るための取組
- 非行防止を図るための継続的な助言指導



少年サポートセンター

少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ**少年補導職員**が対応します。



少年サポートセンターは、悩みや問題を抱えた少年や、犯罪などの被害に遭った少年の立ち直りを支援する機関で、青森県内に4か所あります。

少年相談活動

電話や面接により、少年自身や保護者からの相談を受け、内容に応じて助言や面接指導を行います。また、相談内容によっては、ほかの機関を紹介することもできます。

継続的な支援活動

少年や保護者の抱えている問題や悩みが

- エスカレートしない
- 繰り返さない

よう、また、犯罪の被害に遭った少年の精神的被害の回復・軽減を図り、

- 再被害に遭わない

よう、少年や保護者に寄り添い、継続的な支援を行っています。



面接や電話による助言指導のほかに

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ☐ 修学・就労支援 | ☐ 学習支援 |
| ☐ 農作業体験 | ☐ 物づくり体験 |

なども行っています。



主な関係法令

《いじめ防止対策推進法》

いじめの防止等のための基本理念、いじめの禁止、行政機関、学校等の責務等が定められています。

《児童虐待の防止等に関する法律》

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。

《青森県青少年健全育成条例》

青少年に対する淫行又はわいせつ行為、指定図書類等の販売、個室カラオケ店での深夜（午後11時から翌日の日の出時までの間）に客として立ち入らせる（保護者同伴を除く）ことが禁止されています。

《インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律》

出会い系サイトに、児童との性交等の相手となるような書き込みをすることは、大人でも児童でも処罰の対象となります。

《青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律》

フィルタリング普及等、インターネット関係事業者、行政機関、保護者の責務等が定められています。

《二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律》

20歳未満の者の喫煙防止及び飲酒防止に関する法律です。

※上記法令における児童、青少年とは、18歳未満の者をいいます。

各警察署の連絡先

少年相談は、各警察署でも受け付けています。

警 察 署	電 話 番 号	住 所
青 森	0 1 7 (7 2 3) 0 1 1 0	青森市安方2丁目15－9
八 戸	0 1 7 8 (4 3) 4 1 4 1	八戸市城下1丁目16－25
弘 前	0 1 7 2 (3 2) 0 1 1 1	弘前市大字八幡町3丁目3－2
五 所 川 原	0 1 7 3 (3 5) 2 1 4 1	五所川原市字栄町6－1
黒 石	0 1 7 2 (5 2) 2 3 1 1	黒石市北美町2丁目47－1
十 和 田	0 1 7 6 (2 3) 3 1 9 5	十和田市西六番町1－41
三 沢	0 1 7 6 (5 3) 3 1 4 5	三沢市平畑1丁目1－38
む つ	0 1 7 5 (2 2) 1 3 2 1	むつ市中央1丁目19－1
野 辺 地	0 1 7 5 (6 4) 2 1 2 1	野辺地町字新町裏1－1
つ が る	0 1 7 3 (4 2) 3 1 5 0	つがる市木造赤根1－4
三 戸	0 1 7 9 (2 2) 1 1 3 5	三戸町大字川守田字関根4番地3
鱒 ケ 沢	0 1 7 3 (7 2) 2 1 5 1	鱒ヶ沢町大字本町207
七 戸	0 1 7 6 (6 2) 3 1 0 1	七戸町字大沢57－49
青 森 南	0 1 7 2 (6 2) 4 0 2 1	青森市浪岡大字浪岡字淋城87－1
外 ケ 浜	0 1 7 4 (2 2) 2 2 1 1	外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢3
五 戸	0 1 7 8 (6 2) 3 2 4 1	五戸町字下モ沢向13－6
大 間	0 1 7 5 (3 7) 2 2 1 1	大間町大字大間字大間平20－91

～ひとりで悩まないで～

青森県警察少年サポートセンターでは、お子さんのことで悩みを抱えているご家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいる子供さんからの相談を受けています。相談には少年問題の専門職員である少年補導職員が対応し、必要に応じて面接や継続的な支援を行います。遠慮なく相談してください。

青森少年サポートセンター

0120-^{こどもは}58-^{なやむな}7867 (新町センター：警察本部内)

017-776-7676 (安方センター：青森警察署内)

八戸少年サポートセンター

0178-22-7676 (八戸警察署内)

弘前少年サポートセンター

0172-35-7676 (弘前警察署内)

受付：月～金 8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く)

少年サポートメール

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

24時間受信、回答は、2～3日後(土・日・祝日・年末年始を除く)

※ 夜間休日でお急ぎの方は最寄りの警察署へご相談下さい

まってるゾウ



少年サポートセンターのホームページもご覧ください。

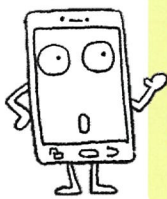
青森県警 サポートセンター

検索

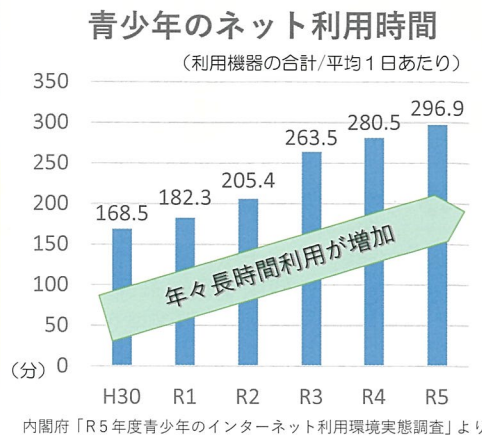
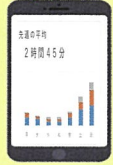


ペアレンタルコントロールを設定！ (OS事業者提供)

★時間管理に有効です！



- 【Androidスマホ等】
●デジタル・ウェルビーイング
(Android10以上)
- 【iPhone】
●スクリーンタイム
(iOS12以上)



★性的な画像等に対応するには？

Google 検索では、「セーフサーチ」を利用し、
ヌード、性行為、露骨な性表現を
除外、またはぼかしを入れること
が可能です。
(Googleアカウントが必要です。)



【設定方法】

各種設定のほか、家族と一緒に
『我が家のルール』
を作ることが大切です。
★よく話し合って決める
★守れなかった時のペナルティーも
★年齢に応じてルールの見直しを



悩んでいること、困っていること、
少年サポートセンターに話してみませんか？

少年サポートセンターでは、インターネットの利用に関するトラブルや犯罪被害をはじめ、子供に関する相談に応じています。

少年問題の専門職員である少年補導職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

青森少年サポートセンター 新町センター ☎0120-58-7867
安方センター ☎017-776-7676

八戸少年サポートセンター ☎0178-22-7676

弘前少年サポートセンター ☎0172-35-7676

受付：月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く

少年サポートメール youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

受付：24時間受信、返信は2～3日後 ※土・日・祝日・年末年始を除く



少年サポートメール

万が一被害に遭った時は **ひとりで悩まないで** すぐに相談！！

●警察相談専用電話 ☎#9110 ●性犯罪被害110番 ☎#8103

【被害防止のためのマンガや動画を紹介】

●子供の性被害対策（警察庁Webサイト）→



(ハートさん)

フィルタリングで 子供を守る



子供のネット安全利用のために
“保護者ができること”

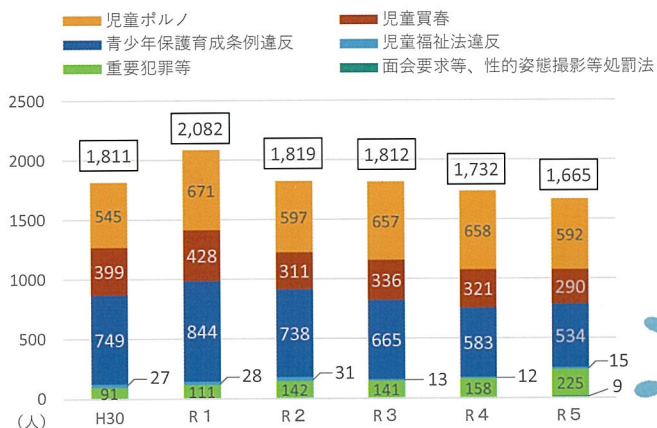


青森県警察・少年サポートセンター



◇令和5年中、全国でSNSの利用がきっかけで 犯罪被害に遭った児童は1,665人！！

SNSに起因する罪種別被害児童数の推移(全国)



警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」より

※令和5年7月の刑法一部改正～強制性交等は「不同意性交等」、強制わいせつは「不同意わいせつ」に罪名や要件を変更。また、わいせつ目的の「面会要求等」及び「性的姿態撮影等処罰法」が新設されました。

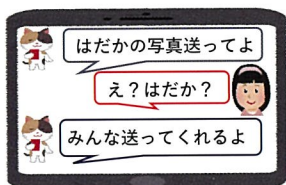
- 児童ポルノ被害が最も多く592人
- 重要犯罪等(不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐など)が増加
- 小学生と中学生の被害が増加

被害児童1,665人中、利用の有無が確認できた962人のうち、フィルタリングを利用していた児童は**わずか10.6%でした!**

子供たちが巻き込まれる

ネット利用がきっかけとなった犯罪被害やトラブル事例

自画撮り被害



SNSで知り合った相手から服を脱ぐように要求され、タブレット端末で下半身を撮影し、同画像を送信させられた。
※被害者ではなく、加害者になってしまうことも!

未成年者誘拐



SNSで知り合った相手から「会いたい」と誘われたので、待ち合わせ場所に行ったところ車に乗せられて他県へ連れて行かれ、誘拐・監禁された。

ネット依存



オンラインゲームやSNSなどにのめり込み、寝不足で朝起きられず不登校になったり、感情をコントロールできず攻撃的になったりするなど、トラブルに発展!

このほか、SNSで知り合った相手から薬物を勧められる、犯罪に加担させられるなど、ネットの向こう側には危険がいっぱい!



ペアレンタルコントロールと フィルタリングで子供を守ろう



ペアレンタルコントロールとは



子供が安全・安心にインターネットを利用できるように保護者が子供の使用する端末等に、使用時間や見られるサイトの制限をかけるなどして、ネット利用環境を整えることです。

※青少年インターネット環境整備法により、保護者の責務となっています。

まずは、フィルタリング

無料若しくは少額料金で利用できるサービスで、子供がスマートフォン等を利用する際に、うっかり、あるいは故意に**危険なサイト**にアクセスしないようにコントロールしてくれる便利なサービスです。



【危険なサイト＝子供が重大な影響を受ける危険性あり】

- 性暴力を肯定する描写 → そのまま行動化
- 「大麻は安全」などの誤った情報 → 薬物乱用
- 自殺の方法に関する情報やオーバードーズ(薬の過剰摂取) → 命に関わる重大な事態に!
- 家出サイトの体験談などをきっかけに家出 → 非行少年との危険な交友関係に発展 など...

各携帯電話会社が提供するフィルタリングサービス

「あんしんフィルター」・「iフィルター」



docomo



au



SoftBank



楽天モバイル



1 子どもの年齢に合わせた設定が可能!

2 サイト、SNS等の個別設定が可能!!

3 アプリのダウンロード制限、利用時間の設定が可能!

携帯電話会社によってサービスの内容には違いがあります。各サイト又は販売店にご確認の上、お子様の利用状況に合わせて設定しましょう。

6 性犯罪の加害者、被害者、傍観者にならないために

加害者にならないために

- やっていいこと？ 悪いこと？
自分がされたら？
自分の大切な人が
被害を受けたら？
→よく考えて行動を！
- 自分はよくても相手にっては
「イヤ」と感じる場合があります。
- 同意のない
性的行為は犯罪！



性暴力は、知らない人からの被害だけでなく、「知っている人」からの被害も多くみられます。そのため、誰にも相談できない、私が我慢すればいい、「イヤ」と言えないなど、被害を申告することができず、事態が潜在化しやすく、その間に深刻化する傾向があります。周りの人がSOSのサインを見逃さないことが大切です。

被害者にならないために

- 公共のトイレや
更衣室等の利用時
→撮影機器や不審物がないか
- 階段やエスカレーター利用時
→後方に気をつけましょう！
- もしも被害にあったしまったら
→勇気を出して信頼できる
大人、または相談窓口
にダイヤルを！
- 証拠保全はスピードが大切！
→「届出」を迷う時には、
まずは「相談」から！

傍観者にならないために

- 被害を目撃したら…
→速やかに大人に相談
または通報
→犯人の検挙と
さらなる被害防止のために、
警察の捜査にご協力を！
- 相談を受けたら…
→話を聞いてあげることや
早めに専門機関や
相談窓口を紹介
してあげましょう。



性暴力は犯罪です

STOP! 性犯罪!



青森県警シンボルマスコット
「アビーくん」

～加害者、被害者、傍観者にならないために～



青森県警シンボルマスコット
「レビーちゃん」



性犯罪・性暴力とは

同意のない性的な行為は
すべて性暴力で、犯罪行為となり得ます。

※例えば、プライベートゾーン（水着を着て隠れる部分などの自分だけの大切なところ）を勝手に触られる、見られる、画像等を撮影される、要求されるなどの行為は性犯罪の「被害」に該当します。

青森県警察・少年サポートセンター

7 困った時の相談窓口（行政機関）

あなたは悪くありません。悪いのは犯人です。
ひとりで悩まず、勇気を出して相談してください。



警察相談専用電話 **#9110**

※最寄りの警察本部の
相談窓口につながります。

24時間受付

性犯罪被害110番 **#8103**

24時間受付

性犯罪・性暴力被害者
のためのワンストップ
支援センター **#8891**

24時間受付

Cure time（キュアタイム）
性暴力に関するSNS相談（チャット）

<https://curetime.jp>

毎日17時～21時 受付



24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

24時間受付

ぴったり相談窓口

子供の性被害などに関する相談窓口を案内するWebサイト



「さくまる」が、あなたにぴったりな
相談窓口へのご案内をサポートします。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

1

性犯罪・性暴力の概要



被害者の尊厳を著しく侵害し、
心身に長期にわたり重大な苦痛を与え続ける
悪質で**重大な犯罪**であり、
断じて許されるものではありません。



インターネットの普及や社会の変化に伴い、弱い立場に置かれた子供や若者が
性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶たず、近年の性犯罪に適切に対処するため、
令和5年7月に性犯罪に関する法律が改正されました。

性犯罪に関連する法律（罪名）



「不同意性交等」「不同意わいせつ」「面会要求等」
「性的姿態撮影等処罰法」「児童買春・児童ポルノ禁止法」
「児童福祉法」「青少年保護育成条例」など



R5.7.13施行 刑法の一部改正により、強制性交等は「不同意性交等」、強制わいせつは「不同意わいせつ」に罪名、構成要件変更。
また、わいせつ目的での「面会要求等」の追加、「性的姿態撮影等処罰法」が新設されました。
※「児童」「子供」とは18歳未満の者。「少年」とは20歳未満の者。

2 新設・改正された法律 (R5.7.13施行)

新設

性的姿態撮影等 処罰法



●人の性的な部位・下着を

- ひそかに
 - 無理やり
 - 拒否することが
難しい状況で
 - 被害者を利用して
- 撮影すること
撮影させること

●このように撮影された写真や動画を 提供すること

▶3年以下の懲禁刑又は300万円以下の罰金

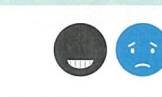
刑法一部改正／追加

刑法第177条 不同意性交等 刑法第176条 不同意わいせつ



●暴力・脅迫、アルコール・薬物、
障がい、睡眠その他意識不明瞭、
フリーズ状態(怖くて動けない状態)、
虐待、立場による影響力などが
原因で、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と
言うことが難しい状況に乗じて
性的行為をすること

刑法第182条 面会要求等



●わいせつ目的で16歳未満の
子供に対して、嘘をついたり、お金や
物をあげるなどと言って会うことを
要求すること
●子供自身の性的な写真・動画を
撮って送信するよう要求すること
▶1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
●結果として面会すること
▶2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金



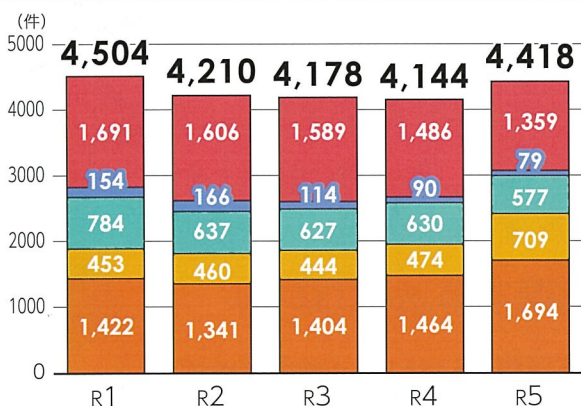
- 13歳未満の児童
- 13歳以上16歳未満の児童
(5歳以上年上の場合)

児童の同意の有無に関わらず
「犯罪」



3 性犯罪の現状について

過去5年間に於ける児童買春事犯等の検挙件数(全国)



●少年保護育成条例 ●児童福祉法 ●児童買春 ●不同意性交等 ●不同意わいせつ
※「不同意性交等」「不同意わいせつ」は、児童が主たる被害者の件数

「不同意性交等」「不同意わいせつ」が、令和5年に急増!



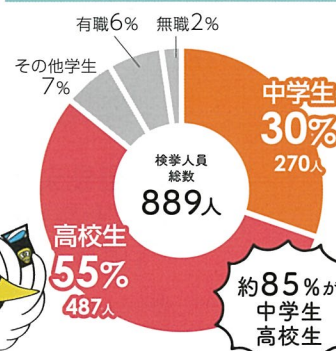
児童ポルノ※事犯 検挙人員

R5 1,849人

※児童ポルノとは、18歳未満の子供の性的な画像等をいう。

1,849人のうち、
10代被疑者が889人

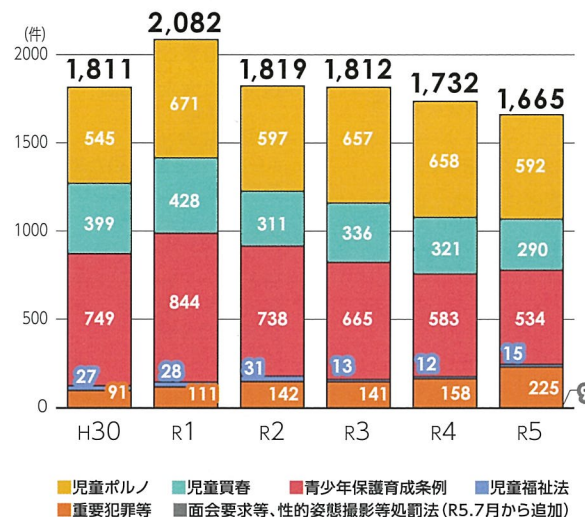
R5 10代被疑者学職別



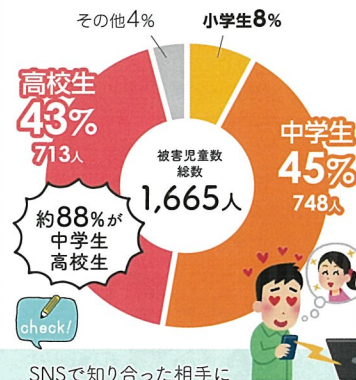
約85%が
中学生
高校生

4 SNSに起因する被害状況について

SNSに起因する罪種別被害児童数の推移(全国、H30～R5)



R5 被害児童の学職別



約88%が
中学生
高校生

SNSで知り合った相手に
●裸の写真を要求され、
断れず } 送信してしまう
だまされて } 「自撮り被害」
●直接会いに行く → 誘拐や性被害等、
性別にかかわらず被害に遭っています。

5 撮らない! 送らない! 保存しない! 一度ネットに流出した画像は消えません!

- 自分の裸や
下着の写真を
撮ったり送ったりしない!
- 相手に裸や下着の
写真を送らせたり、SNSに
投稿したりしない!
- 誰かの性的な写真等が
送られてきたら、そのまませず
信頼できる大人に相談する!

はだかの写真 送ってよ

保存しておこう!



児童ポルノ所持等

▶1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

フラれて頭にきた! みんなに
写真をばらまいちゃえ!



児童ポルノ製造、提供、輸入等

- ▶3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
- 不特定多数の者に提供、公然陳列
- ▶5年以下の懲役 若しくは 500万円以下の罰金
又はこれを併科
- 元交際者等の性的な画像を提供
いわゆるリベンジポルノ防止法
- ▶3年以下の懲役 若しくは 50万円以下の罰金

法律を知ることが大切です。知らなかったでは済まされません。



インターネットには **危険**がいっぱい



青森県警察シンボルマスコット
「アビーくん」

1 ネット・SNSの特性

① 誰でも利用できる

ネットは世界中に公開されていて、誰でも自由に書き込み、見ることができます。

利用する一人一人がルールやマナーを守って、安全・安心に使用することが大切です。

② 匿名性

匿名だからといって、何を投稿してもいいわけではありません。

投稿した内容などから、個人を特定されてしまうこともあります。



③ 拡散性

一度ネットに投稿した内容は、誰かが拡散させるかもしれないため、取り消す、完全に削除することはできず、いつまでもネット上に残ってしまうため、「デジタルタトゥー」といわれています。

2 トラブル事例を見てみよう



CASE 1

オンラインゲームで仲良くなった人がまさか……

オンラインゲームで友達ができた!



下着姿の写真の交換についでしてしまった



相手は実は男性で、さらに脅迫をしてきた……!



CASE 2

男子→女子へ、軽い気持ちで送ったら……

SNSで女友達ができた!



裸の写真を交換しようと言われつい送ってしまった



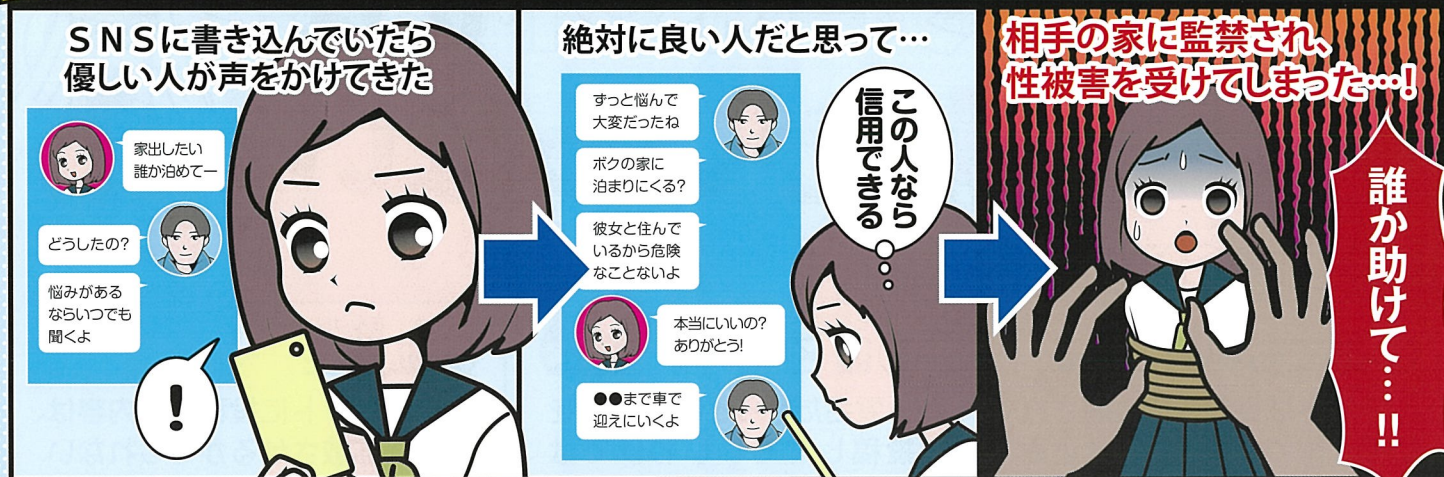
相手は実は男性で、お金を要求してきた……!



青森県警察・少年サポートセンター

CASE 3

優しい人だと思ったら……



ポイント



ネットで知り合った人を安易に信用するのは危険! 名前、年齢、性別、職業などを偽っているかもしれません!

ネットで知り合った人や学校の友達などから「裸の写真」を要求されても送信しないでね!

なぜなら「プライベートゾーン※」は、簡単に人に見せたり触らせたりしてはいけない自分だけの大切な場所だからです。

ほかの人のプライベートゾーンも同じく、その人にとって大切な場所です。写真を要求することはもちろん、勝手に見たり触ったりしないようにしましょう。

※【プライベートゾーン】
顔や口のほか、
水着を着て隠れる部分



3 ストップ! ネットいじめ!

ネット上で友達や芸能人の悪口を書き込んでいませんか?

書き込んだ内容によっては、「侮辱罪」や「名誉毀損罪」などの犯罪に該当する場合があります。

誰かが傷つくような書き込みは「言葉の暴力」= 犯罪です。絶対にやめましょう!



4 ゲーム障害 (WHO診断「ICD-11」)

- ☐ ゲームの頻度やプレー時間などのコントロールができない
- ☐ 日常生活や他の関心事よりゲームを最優先
- ☐ (人間関係や健康などで) 問題が起きてもゲームをやめない

これらの状態が12か月以上続き、社会生活に重大な支障が出ている → ゲーム障害と診断される可能性有

【対策】利用時間を決める、利用時間を記録する、ネット以外の活動を増やす、ネットにのめり込んでいる他の原因があれば、問題を解消する。



5 保護者のみなさまへ

子供の発達段階に応じて、危険なサイトや違法なサイトなどの有害情報から子供を守るための「フィルタリング」の活用と、アクセス履歴の把握、アプリの利用制限、使用時間の制限等の「ペアレンタルコントロール機能」を活用し、安全に安心して利用できる環境を整えましょう。

6 一人で悩まず、まず相談!

【青森少年サポートセンター 新町センター】 0120-58-7867

【青森少年サポートセンター 安方センター】 017-776-7676

【八戸少年サポートセンター】 0178-22-7676

【弘前少年サポートセンター】 0172-35-7676

平日8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

【警察相談専用電話】 # 9110

※最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

【性犯罪被害110番】 # 8103

(ハートさん)



ぴったり相談窓口

こどもの性被害などに関する相談窓口を案内するWebサイト



「きくまる」が、あなたにぴったりな相談窓口への案内をサポートします。

